

## 第19号議案

### 桶川市特定乳児等通園支援事業等の利用者負担額に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、市立保育所等において実施する特定乳児等通園支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。）及びこれに準ずる事業（以下「事業等」という。）において、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下「保護者」という。）から支払を受ける費用（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (利用者負担額の種類等)

第2条 利用者負担額の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 特定乳児等通園支援事業を利用する場合において、乳幼児1人当たり1時間ごとに定める使用料として規則で定める額
- (2) 特定乳児等通園支援事業に準ずる事業において保育の提供を受けたときは、当該保育に要した使用料として規則で定める額
- (3) その他事業等の実施に当たり必要な費用として規則で定める額

#### (利用者負担額の納付)

第3条 保護者は、事業等を利用するときは、当該利用に係る利用者負担額を当該利用する日に納付しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

#### (利用者負担額の減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し又は免除することができる。

#### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

桶川市長 小野克典

## 提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、市立保育所等において実施する特定乳児等通園支援事業等の利用者負担額を定めたいので、この案を提出するものである。